

事務連絡
令和6年7月31日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧の
厚生労働省ホームページへのリンクの掲載について

届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう、厚生労働省のホームページ上に各都道府県等の貴管下の開設届出がなされた歯科技工所の一覧のホームページへのリンクを掲載することについて、「歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について」（令和5年12月11日付け医政歯発1211第1号厚生労働省医政局歯科保健課長通知）によりお願いをしているところです。

今般、下記のとおり「歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について（調査依頼）」（令和6年7月2日付け事務連絡）による結果にもとづき、「開設届出のなされた歯科技工所の一覧について」を作成しましたのでお知らせします。

なお、開設届出のなされた歯科技工所の一覧をホームページ等に掲載していない、または掲載URLに変更があった都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）におかれましては、対応次第、下記宛先までURL等を御連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

- HP名称 開設届出のなされた歯科技工所の一覧について
- 掲載内容 各都道府県等における開設届出のなされた歯科技工所の一覧（各都道府県等のHPのリンク）
- URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00005.html

照会先：厚生労働省医政局歯科保健課
担当：小熊、秋山
電話：03-5253-1111（内線2618）
メール：shikahoken@mhlw.go.jp